議題(2)平成30年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について

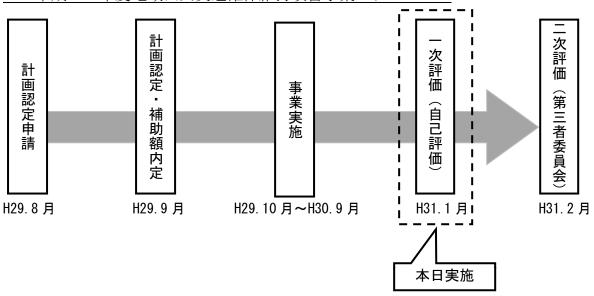
1. 地域公共交通確保維持改善事業とは

地域公共交通確保維持改善事業とは、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持を目的として、多様な関係者が協働して実施する公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組に対して国が支援を行うものである。

2. 本市の補助対象事業

補助対象	補助メニュー	H30 年度補助申請金額	計画申請者
岡崎・西尾線 (室場経由)	地域間幹線系統 確保維持費国庫補助金	5,753千円 〈県補助:5,753千円〉	愛知県 バス対策協議会
岡崎・西尾線 (高須経由)		3,063千円 〈県補助:3,063千円〉	
一色線		2,292千円	
ふれんどバス		14,060千円 〈県補助:14,060千円〉	
いこまいかー	地域内フィーダー系統 確保維持費国庫補助金	3 1 1千円	西尾市地域公共 交通活性化協議会
総合時刻表・マップ	地域公共交通調査事業 (計画推進事業)	250千円	

3. 平成30年度地域公共交通確保維持改善事業スケジュール



地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:地域間幹線系統補助)



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

〇 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

〇 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法> 予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額 ×系統毎の実車走行キロ)

予測収益

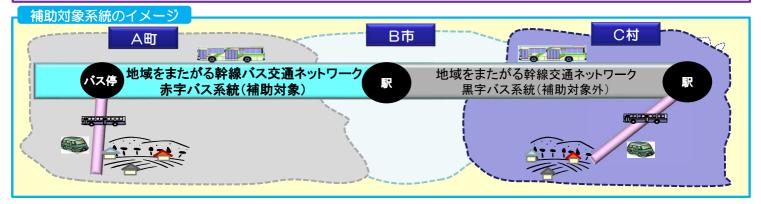
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 ×系統毎の実車走行キロ)

〇 補助率

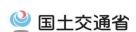
1/2

〇 主な補助要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること (平成13年3月31日時点で判定)
- -1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- 輸送量が15人~150人/日と見込まれること
- ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの 輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と 考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること



地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:地域内フィーダー系統補助)



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

〇 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

〇 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



<補助対象経費算定方法>(30年度見直し) 経常費用

(事業者のキロ当たり経常費用 ×系統毎の実車走行キロの実績)

経常収益

(系統毎の運送収入、運送雑収 及び営業外収益の実績)

〇 補助率

1/2

〇 主な補助要件

- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること 又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること(30年度見直し) (定時定路線型の場合に限る。)
- 経常赤字であること

補助対象系統のイメージ (1)補助対象地域間幹線バス系統への接続 補助対象地域間幹線バス 7/ -ダー系統(路線運行) -系統(区域運行) 政令市 中核市 特別区 [政令市等が関わる場合] 補助対象地域間幹線バス 接続 政令市等以外の市町村 47 7 7 フィーダー系統 専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行 区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

